公益社団法人全国火薬類保安協会

令和７年度事業計画

自　令和７年　４月１日
至　令和８年　３月31日

Ⅰ．昨年の振り返り（トピックス）

（1）火薬類の事故について

令和６年の火薬類による事故件数は、製造中１件（産業火薬）、消費中82件（産業火薬10件、煙火50件、がん具煙火22件）、玩ろう中１件（産業火薬）、その他３件（産業火薬２件、煙火１件）合計で87件発生した。負傷者数は28名。（重傷６名（産業火薬４名、煙火１名、がん具煙火１名）、軽傷22名（産業火薬７名、煙火９名、がん具煙火６名）であった。一昨年（令和５年）は事故が88件発生し、負傷者19名であり、事故件数で１件の減少、負傷者は９名の増加であった。

なお、死亡者の発生は、令和６年、令和５年ともに無かった。

Ⅱ．本年度の事業内容

【公益目的事業】（会計区分：公益事業）

ア．火薬類の保安に関する調査研究事業

（1）火薬類の国際化対応（自主事業）

関係業界の協力を得て、「IGUS（*1）」等で検討される内容について、我が国としての対応方針を検討する。

IGUSのEPP（*2）会議及びEOS（*3）会議へ専門家を派遣する。

（*1）IGUS：International Group of Experts on the Explosion Risks of Unstable Substances(不安定物質の爆発危険性に関する国際専門家グループ)

（*2）EPP：Explosives, Propellants and Pyrotechnics(爆発性物質、推進薬および火工品)

（*3）EOS：Energetic and Oxidizing Substances（エネルギー物質と酸化性物質）

（2）経済産業省等からの受託事業

以下の事業について受注に努め、計画策定と着実な実行を行う。

a. 火薬類爆発影響低減化技術基準検討事業

火薬類の製造、消費、貯蔵等の保安技術基準を確立するための基礎資料を得るために大規模実験を実施する。得られた成果を火薬類取締法に反映し、省令や告示の改正、保安行政上の指導のための資料として活用する。

b. 火薬類事故防止対策事業・火薬類国際化対策事業

事故防止；令和７年中に発生した事故に関し、学識経験者及び関係者等より構成される事故防止対策委員会において、原因究明、再発防止対

策等の検討を行う。

なお令和７年度より新たに火薬類危害予防週間に係るポスター及び学校の理化学実験における火薬類事故防止教育用リーフレット等の作成業務も行う。

国際化　；国際連合危険物輸送専門家小委員会（UNSCETDG）及び国際連合分類調和専門家委員会（UNSCEGHS）に専門家を派遣するとともに、一般社団法人日本海事検定協会の危険物等海上輸送国際基準検討委員会等の関連部門に協力する。

c. 日本規格協会の委託事業

「テーマ名：火薬類の容器包装性能試験方法に関するＪＩＳ開発」

令和７年度から令和９年度の３年間にわたり JIS 原案作成委員会を開催し、国連勧告モデル規則に準拠した JIS 原案（改正）の作成を行う。

イ. 火薬類の保安に関する講習・教育事業

＜講習事業＞

火薬類の手帳制度事業

火薬類の手帳制度は、会員各位、火薬類を取り扱う各事業者、関係行政官庁それぞれのご理解とご協力を得て、以下により厳正に運営する。

a. 講習会の開催

火薬類保安手帳を有する者及び有しようとする者を対象とする火薬類保安講習の受講者は、本年度は 12,000 人（2 月初めに算出）程度と予想され、各都道府県協会との密接な連携のもとに円滑な保安教育講習及び再教育講習の実施に努める。

また、本年度 の火薬類取扱従事者手帳を有する者及び有しようとする者を対象とする火薬類保安講習の受講者は 3,000 人（2 月初めに算出）程度と予想され、同様に円滑な保安教育講習の実施に努める。

b. 手帳の交付

再教育保安講習等を受講した火薬類取扱保安責任者免状所有者又は火薬類取扱従事者等に対し、火薬類保安手帳又は火薬類取扱従事者手帳の交付等を行う。

c. 講習に係る運営事務

講習会の開催計画の周知、受講の記録、交付者の登録等、講習に係る事務を的確に実施するとともに、電子メール、ホームページ等を利用した情報交換・情報提供を積極的に行うことにより運営事務の効率化を図る。

d. 講習会のオンライン化検討

現在の対面講習をオンライン化するために、段階的に試行を行い、令和７年度は、１つまたは複数の県協会と調整して実施する予定。

令和８度年は、対面講習と並行しつつ、希望する県協会を対象に十分な意見交換を進め、最適な運用パターンを展開する予定。

ウ．火薬類の保安に関する広報事業

(1)「火薬と保安」誌の発行

火薬類の保安に関する唯一の専門誌である当協会の機関誌「火薬と保安」誌については、掲載内容の充実に努め、年2回発行する。

(2)「全火協弘報」の発行

広報紙「全火協弘報」については、保安関連事項、法令改正事項、講習会開催情報のほか、時事的情報等を含めた最新情報を適期に提供するため、毎月発行する。

(3) ホームページの活用

長期間の使用により更新トピック及びデータ類の蓄積が進み、ＨＰ画面が長大となっており、より的確な情報提供を行うために7年度にＨＰのリニューアルを行う。また、ＨＰ内の適切な更新、情報保存等を可能とするためにアーカイブ等の設定を合わせて行い、当協会の業務及び財務に関する資料、講習会の案内、資格試験の案内、資格試験の合格者、事故情報及び法令改正情報等を掲載するなど、ホームページの内容の充実を図り、火薬類の保安に携わる方々に役立つ情報を提供する。

(4) 出版物の発行・頒布

火薬類取扱保安責任者試験（甲種、乙種）及び火薬類製造保安責任者試験（丙種）の「過去問の解答と解説」（2025年（令和7年度）版）及び「火薬類取締法令の要点」等を発行・頒布する。「火薬類取締法令の要点」には性能規定化に伴う省令改正を反映させる。

エ．火薬類の保安に関する資格試験事業

(1) 資格試験等事業

本年度の火薬類製造保安責任者試験（甲種、乙種）は、11月4日（火）、5日(水)の両日、火薬類取扱保安責任者試験（甲種、乙種）及び丙種火薬類製造保安責任者試験は、8月31日（日）に実施する。

(2) 火薬類製造保安責任者免状の交付事業

経済産業省からの委託を受けて、火薬類製造保安責任者免状（甲種、乙種）の交付事務を行う。

【その他の事業（相互扶助事業）】（会計区分：収益事業等）

他1．知事免状の交付事業

1府7県（大阪府、岩手県、長野県、神奈川県、富山県、鳥取県、高知県及び熊本県）からの委託を受けて、火薬類取扱保安責任者免状及び丙種火薬類製造保安責任者免状の交付事業を行う。

他2．保安講習等の支援等を行う事業

ア．保安講習等支援事業

a．講習用テキストの作成・頒布

保安教育・再教育講習用テキスト及び従事者用保安教育講習用の統一教材を作成して都道府県協会へ頒布し、全国レベルでの講習内容の質が維持できるように支援する。

b. 登録講師研修会の開催

本年度は実施しない。（2年毎に開催。次回は令和8年度実施）

c. 保安施策振興対策事業

消費現場等への巡回指導・講習会開催による支援・保安教育用機器の購入等、各都道府県協会が実施するにあたり、全火協の財源の許容内で支援を行う。

また、保安教育講習の継続学習制度（CPDS）における学習プログラム申請に対し、講習会の登録を希望する協会には本年度も同様の支援を実施する。

d. 講習実施の分担金による支援

保安手帳（原本）印刷費、保安手帳台帳整備費等へ充当し、協会での手帳所持者の確認等が容易になるよう支援する。

イ. 会長表彰及び都道府県協会との会議

a. 火薬類保安管理功労者等の会長表彰（1回／2年）の実施

本年度は実施しない。（次回は令和8年度実施）

b. 火薬類保安協会全国会議・各地域のブロック会議等への参加

保安手帳制度及び資格試験の円滑な実施を目標として全国会議を開催する。また、各地域ブロック会議等に参加を行い、地方協会と積極的な意見交換を行う。